

第29回全国消防操法大会の質疑について

令和4年8月4日

1 共通 審査
操法実技の一部見直しに伴い審査表を一部消したが、総合審査表の【規律・敏捷性】採点方法については見えない部分がある。見直し後、一見すると楽になったような感じだが、当該審査についても、基準を設けると見える化した方が良いという声が出ている。
総合審査の基準については、第29回全国消防操法大会総合審査表（ポンプ車・小型ポンプ）に記載の総合審査の解説・注意点のとおりです。
2 共通 審査
審査について 審査項目から削除された部分について不備があった場合、減点しないことでよいか。（例えば、想定付与の誤りなど。）
お見込みのとおり。
3 共通 審査表
小型ポンプ（1番員） 収納 『筒先収納不適』とありますが、ポンプ車（1番員・2番員）収納は、『筒先収納要領不適』となっています。違いはあるのでしょうか。
小型ポンプは筒先を地面に置くだけであるが、ポンプ車は車両定位置に収納することから、小型ポンプは「筒先収納不適」、ポンプ車は「筒先収納要領不適」となります。
4 共通 統一事項
一部見直しをしたが、過去大会の統一事項は生きているのか。
操法実技の一部見直しにより不要になったものは採用しません。なお、本大会用に統一事項をお示ししますので、そちらを参考にしてください。
5 共通 統一事項
統一事項のポンプ車・小型ポンプに関する共通事項1については、審査側の事項なので、審査要領に記載すべきと考えます。
共通事項1は細目的な内容であることから、従前とおりの統一事項に記載します。

第29回全国消防操法大会の質疑について

6 共通 審査員確認事項
① 審査員確認事項の1(4)『機関操作員が余裕ホースを配意することによって、現に延長しているホースのよじれ等を修正した場合は減点する。(「任務分担外操作」)ただし、第1結合部から伝令停止線までの間は修正しても減点しない。』とありますが、実施要領中は、『余裕ホースを配意し』とのみ記載されているにも関わらず、見えないルールを設けることはいかがなものかと考えます。
② ポンプ車の部(1)「下車時のドア開放は、二段操作(少し開け、後方を確認し全開する。)で開放するものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する(「下車要領不適」)」とありますが、実施要領に明記はありません。審査員確認事項を公開しているなら指導を行えますが、どこにも公開されていない事項での指導は行えないと思いますが、いかがでしょうか。
① 第29回全国消防操法大会統一事項2審査細目(1)③に記載のとおりです。
② ポンプ車の下車要領は、第29回全国消防操法大会消防操法実施要領ポンプ車操法実施要領に記載のとおりです。

7 共通 統一事項 ホース延長
統一事項のポンプ車・小型ポンプに関する共通事項20に「ホース展張の際、左右にそれた場合は、ホースに沿って走らなければならない。」とありますが、これは、第1ホースから第3ホースの全てに該当する事項でしょうか？ 実施要領中では、第3ホースについての延長は『火点に向かって15メートル前進する。』と記載され、第1第2ホースには実施要領中に『展張ホースの左側に沿って』と記載されています。共通事項の記載を第1ホース及び第2ホースの展張の際なのか、全てのホース展張なのか、第3ホースのみなのか明確にして頂きたいです。
第29回全国消防操法大会統一事項1統一事項(2)⑳に記載のとおり、ホースに沿って走るのは、第1、2、3の全てのホースとなります。

第29回全国消防操法大会の質疑について

8 共通 実施要領
指揮者の相対について（ポンプ車操法）の点呼で、指揮者は「審査班長の「操法開始」の合図により待機指揮位置で回れ右をし、各隊員に対して相対した後、隊員を「基本の姿勢」にし、」及び点検報告で、「指揮者の「点検報告」の号令で①から④まで順次指揮者に相対し」とあるが、消防訓練礼式用語辞典において相対とは向き、向かい合うこと、正対とは相手に対して真正面に向くこととありますが、すでに相対している指揮者が隊員に正対するように向きを変える必要があるか。
指揮者は、隊員に体に向ける必要はありません。 第29回全国消防操法大会統一事項1 統一事項（2）③7に記載のとおりです。

9 ポンプ車 乗車
実施要領で各隊員に方向変換を指定しているため、基本の姿勢でドアを開放していますが、その動作が「日頃の乗車方法」の一例ということでしょうか。また、指揮者も乗車位置へ移動し、ドアの前で一度「基本の姿勢」となった後にドアを開放していますが、この例示を「日頃の乗車方法」として捉えてしまい、審査対象外部分であるとは言え、再びパフォーマンスを的なる要素を追求するような風潮にならないか危惧されます。
ポンプ車の乗車要領は、第29回全国消防操法大会消防操法実施要領ポンプ車操法実施要領に記載のとおりです。

10 ポンプ車 下車 4番員
4番員の下車について、「指の「操作始め」の号令により、各隊員の必要な動作の完了を確認し、・・・」とあるが、4番員は何を確認しているのか。これまでのポンプ車操法では、指揮者の「操作始め」でドアを開放していたため、その動作の完了を確認する必要があると考えていたが、今回の実施要領ではドアの開放動作は4番員の「よし」の合図後である。また、指揮者が「操作始め」の号令をかけるということは、各隊員の乗車状況を確認していることが前提であるため、改めて4番員が確認する事項は無いのではないかと考える。
お見込みのとおり。 操法実技の一部見直しにより、各隊員の必要な操作の完了確認は不要となります。

第29回全国消防操法大会の質疑について

11 ポンプ車 乗車 4番員

操法実施上の基本事項、8(4)コ、ポンプ車乗車後の操作要領について、『各隊員の乗車後、4番員は、ポンプを作動させるために、・・・』となっているが、4番員は自らが乗車した後、速やかに操作を行うのではなく、あくまでも各隊員の乗車を待って（各隊員の乗車後）操作を開始するということでしょうか。

ポンプ車乗車後の操作要領は、第29回全国消防操法大会消防操法実施要領8操法実施上の基本的事項(4)コに記載のとおり、4番員は、他の隊員の乗車を待つことなく操作を開始してください。各隊員の乗車確認は、指揮者が行います。

12 統一事項 ポンプ車 4番員

ポンプ車に関する事項12について、4番員は、エンジン始動後ポンプを作動させるために、ポンプメインスイッチ（パネル式操作盤等の起動スイッチ）を入れたり、ギアチェンジ等の必要な車は、当該操作を行うこと。であって、「よし」は、あくまで指揮者の「操作始め」の合図後、サイドブレーキを引き（確認）での呼唱と思いますが、いかがでしょうか。

それによって、統一事項 ポンプ車に関する事項12は削除して構わないと思います。

お見込みのとおり。

統一事項 ポンプ車に関する事項12は、消防操法実施要領8(4)コ ポンプ車乗車後の操作要領のとおりとし、統一事項からは削除します。

13 ポンプ車 4番員

4番員がサイドブレーキを確認した後、ハンドルに手を戻してから「よし」と呼唱しているように見えますが、この操作を実施要領とおりと考えてよいのでしょうか。

第26回大会での質疑において、『4番員が指揮者の「操作はじめ」の号令に対する「よし」を言う時期ですが、サイドブレーキを引き、手はそのまま「よし」との説明でしたが、サイドブレーキを引いた確認の「よし」と考えればその通りだと思いますが、いつでもよいのではないのでしょうか。』との質問に対し、【回答】実施要領のとおりとしてください。とありました。前回大会のものなので、それとは異なるのであれば、実施要領の記載は『サイドブレーキを引き（確認）した後、ハンドルに手を戻し「よし」と呼唱』とはなりませんか？

実施要領では、「サイドブレーキを引き（確認）「よし」と呼唱し、」との記載のとおり、ハンドルに手を戻す必要はありません。

第29回全国消防操法大会の質疑について

14 ポンプ車 下車

ポンプ車の下車の要領について（一括）

ポンプ車の下車要領は、第29回全国消防操法大会消防操法実施要領ポンプ車操法実施要領に記載のとおりです。

15 ポンプ車 下車 3・4番員

③④の下車のタイミングについて、合わせるように指導する場合がありますが（この後の吸管伸長等のための共同動作のため）、実施要領に③④合わせてと明記されていないので、③、④が吸管積載部へ移動する時機が揃えなくてよろしいのでしょうか。

お見込みのとおり。

パフォーマンス的に吸管積載部へのタイミングを合わせる必要はありません。

16 ポンプ車 注水補助

- ・ 注水補助で、ホースを腰部まで上げた際、注水位置が上下左右1 m以上ぶれた場合の減点は、何番員の減点となるのでしょうか。
- ・ 注水補助について（ポンプ車操法）、注水補助を行う際、1番員の基本注水姿勢が乱れた場合減点となるか。またどちらの減点となるか。

注水補助の減点については、第29回全国消防操法大会統一事項2審査細目(2)③に記載のとおりです。

17 ポンプ車 注水補助姿勢

注水補助姿勢の後述に『腰をやや落とした姿勢で』とありますが、腰をやや落とす姿勢がどのような姿勢かが分かりません。筒先をホースに持ち替えたのみの姿勢でよろしいのではないのでしょうか。

注水補助姿勢は「ホースの保持体形は、右足を一步踏み出し、膝をやや曲げると同時に体重を前方におき、放水角度に影響を与えないように両手でホースを腰付近で保持した姿勢で注水補助を行う。」とします。

第 29 回全国消防操法大会の質疑について

18 ポンプ車 注水補助 2 番員

実施要領 第 2 線延長 2 番員は、「①の「第 2 線延長始め」の復唱に「よし」と合図してホースを離し、後方・・・」と明記されていますが、動画ではホースを下ろす動作となっていますが、実施要領の変更がないため、下ろす動作までを求めますか。

ホースを下ろす動作は求めません。注水補助の減点については、第 29 回全国消防操法大会統一事項 2 審査細目 (2) ③に記載のとおりです。

19 ポンプ車 納め 3 番員

3 番員がとび口を収納する際、実施要領収納経路図では、第 2 線第 1 ホースの火点方向へ延長されているホース部分を跨ぐ経路図となっていますが、動画では余裕ホース部分を跨いでいます。どちらが正解でしょうか。

また、どちらでも良いとすると統一事項がどんどん増えてしまいますし。あくまで、実施要領のとおり、火点へ延長されている部分を跨ぐとして頂けないでしょうか。

3 番員の納めの経路は、図示のとおり、第 2 線第 1 ホースをまたいでください。

20 ポンプ車 排水・服装点検

ノズル操作、排水作業は動きを揃えなくてよいのか。また、服装点検も揃えなくてよいのか。

お見込みのとおり。

21 ポンプ車 注水補助位置

注水補助姿勢について（消防操法実施要領）、「ホースの保持は、筒先員の反対側 1 歩後方の位置において、右足を一步踏み出したまま、放水角度に影響を与えないように両手でホースを保持し、腰をやや落とした姿勢で注水補助を行う。」とあるが、反対側 1 歩後方の位置とはどこからどこまでか。

反対側一步後方とは、筒先員のおおむね一步後方とし、起点は問いません。なお、注水補助姿勢は、第 29 回全国消防操法大会消防操法実施要領 8 操法実施上の基本的事項 (4) クに記載のとおりです。

第29回全国消防操法大会の質疑について

22 ポンプ車 伝達経路 2・3番員
ポンプ車経路説明図（2番員の伝達経路） 放水始め、第2線延長始めにおいて、従来の滋賀県経路図では第2結合部から折れ曲がり、4番員に相對して伝令を行っております。 全国経路図では、折れ曲がることなく4番員に相對して伝令をしております。 全国審査において伝達経路は第2結合部から折れ曲がっては減点対象でしょうか。また、3番員の第1線、第2線放水止めの伝達経路図も同様の取扱いでよろしいでしょうか。
第2結合部で折れ曲がっても、おおむね1メートル以内に体があれば、減点対象になりません。 なお、何らかの事象により小型③、ポンプ車④に相對しえない場合は伝令停止線を越えた位置で相對してください。 なお、ホースから大きく外れて、小型③、ポンプ車④に相對するように直進し、時間短縮に繋がったときは、番員や総合審査で減点となります。

23 ポンプ車 伝達経路 3番員
ポンプ車経路説明図（3番員の伝達経路） 第2線放水始めにおいて、従来の滋賀県経路図では第2結合部をまたぎ4番員に相對して伝令を行っております。 全国経路図では、第2結合部より火点側でホースをまたぎ4番員に相對して伝令をしております。 以前、指揮者および1番員の収納経路をお伺いした際に同様の事例があり、「図のとおり」とする回答がありました。 3番員伝達経路も同様でしょうか。もしくは、第2結合部上をまたいだとしても減点対象とはならないという理解でよろしいでしょうか。
経路については、実施要領及び図示のとおりとさせていただきます。

24 ポンプ車 点検報告
1・2・3番員の待機位置と4番員の離脱した第1・2ホースが交差することとなる場合、1・2・3番員の待機位置はドア横であれば車両より離れた位置でよいか。
お見込みのとおり。 また、1・2番員、3・4番員の間にはホースを挟まないよう整列してください。

第29回全国消防操法大会の質疑について

25 ポンプ車 自主整頓

収納後の動きについて（ポンプ車操法）、1・2・3番員は収納作業後待機位置において、移動後の自主整頓は必要か。服装等点検後の自主整頓は車両を挟んでいるが、合わせるのか、各自で行うのか。

ポンプ車実施要領 点検報告各隊員に「身体、服装の点検終了後、自主整頓し、・・・」と記載されており、自主整頓は必要です。ただし、車両の右側と左側の動作を合わせる必要はありません。

26 ポンプ車 自主整頓

ポンプ車の操法開始前の自主整頓について

操法開始前の自主整頓については、審査対象外であることから、何ら問いません。

27 ポンプ車 艀装

機材のセッティング（ポンプ車）におけるホースを並べる板について

今回の改正とは直接関係ありませんが、木にて板を設ける場合、板は1枚板でないと駄目でしょうか。継ぎ板でも問題ありませんでしょうか。

一枚板での作成が困難な場合は、分割でも問題ありません。継ぎ板とする場合は、継ぎ目に段差がなく、水平（フラット）になるようにしてください。

28 小型ポンプ 服装点検

身体、服装の点検についてですが、ポンプ車操法実施要領は『待機指揮位置に停止した段階で』と追記されていますが、小型ポンプ操法については変更しないのでしょうか。

「身体、服装の点検」「各隊員」ですが、『収納時の位置において』となっていますが、ポンプ車操法のように、『収納時の位置に待機した順に、各隊員それぞれ』と明記した方が丁寧な気がします・・・

小型ポンプの身体、服装の点検は「収納時の位置に停止した段階で、負傷の有無及び服装の乱れを点検し整える。」となります。

第29回全国消防操法大会の質疑について

29 小型ポンプ 収納 1番員

1番員が筒先を収納する際、実施要領 収納1番員では、折りひざの姿勢で筒先をおろしとっていますが動画では立ったまま筒先を下ろしています。どちらが正しいのでしょうか。

(4)各操作要領イ筒先をおろす要領は、「左手で筒先の取手・・・」となり、「左手で」からが筒先をおろす動作と認識しています。動画では立ったまま筒先を下ろしとなり、折りひざの姿勢では、筒先を地面に置くとはならないでしょうか。

実施要領に記載のとおり、折りひざの姿勢で筒先をおろしてください。

30 小型ポンプ 自主整とん

身体、服装点検終了後の自主整とんについて、「各隊員が身体、服装の点検終了後、自主整とんし」とありますが、隊員は整列しないため自主整とんの必要はないのではないのでしょうか。

お見込みのとおり。

小型ポンプの点検報告は「身体、服装の点検終了後、指の「点検報告」の号令で①から③まで順次指に相對し、「○番員異常なし」と報告する。」となります。

31 小型ポンプの部 待機位置 3番員

3番員の待機位置は、ポンプと伝令停止線との間でポンプ側から10cm離れた位置と指定されているが、このとき、ポンプのどの位置（※ポンプの取っ手を含めた場合は、取っ手の位置・状態も含めて）から計測して10cmの位置とすべきか。

また、このポンプから10cmの位置によっては、身体、服装の点検時に、前屈姿勢で足元の乱れを直すと、ポンプと身体が接触することが考えられるが、ポンプと身体が接触した場合は「服装点検不適」として減点となるか。

可搬ポンプ本体の側面の頂点部分から10cmとなります。身体、服装の点検時に、身体が小型ポンプに接触しても「服装点検不適」とはなりません。

32 共通 ホース

芦森工業製のJETクイック金具Ⅱの全国大会での使用は可能でしょうか。

第三者機関による消防用ホース適合確認品の合格表示が付されているので、当該製品の使用は認められます。

第29回全国消防操法大会の質疑について

33 服装

ゼッケンの肩紐部分等に名前等の刺繍を入れても良いか。

ゼッケンは、第29回全国消防操法大会実施要綱14及び同統一事項1(1)①に記載のとおりとしてください。

34 待機指揮位置について

ポンプ車操法の待機指揮位置は伝令停止線から4mの位置、小型ポンプ操法の待機指揮位置は放口の中心から3mの位置へ変更になったが、指揮者が火点方向を向いた待機の姿勢をしているつま先までの距離でよいか。

つま先、かかとのいずれでも問題ありません。

35 ポンプ車 収納

1番員、2番員が筒先を元の位置に収め待機位置に集まる際、第2放口のホース離脱・伸長が完了していない場合、1番員、2番員は筒先を収めた位置(ポンプ車後方)で待機し、第2放口のホース離脱・伸長が完了し待機位置が確保された時点で待機位置に集まることとしてよろしいかご教示願います。

お見込みのとおり。

36 ポンプ車 収納

4番員は「・・・エンジンを停止したのち下車し延長ホースの内側で第1放口のホースを離脱し、伸長させ、ポンプ車前を通り、第2放口にいたりホースを離脱、伸長させた後待機位置に集まる。」となっているが、各番員の待機位置(後部ドア横の乗車しやすい位置)を確保するため、離脱、伸長した各第1ホースが斜め方向(ポンプ車の外側)になってもよいかご教示願います。

各隊員の待機位置が確保できない場合は、確保できる方向に伸長してよい。

37 ポンプ車 点検報告

今回の見直しで、「身体、服装の点検終了後、自主整とんし、指揮者の「点検報告」・・・」と改められ、自主整とんは「②を基準」の文言が削除されましたが、ポンプ車助手席側の1番員と2番員については右翼の1番員が基準、ポンプ車運転席側の3番員と4番員については右翼の4番員が基準となり、整とんを行ってもよいかご教示願います。

お見込みのとおり。

第29回全国消防操法大会の質疑について

38 ポンプ車 下車

指揮者は、「乗車後、直ちに各隊員の乗車状況を確認し～」とあるが、具体的に指揮者は何を確認するのか確認方法とあわせてご教示いただきたい（改正前の4番員が行っていたように左右後方の確認を行えばよいのか。各員が車両の走行に対応できる姿勢をとった後、直ちに確認する解釈なのか。）。

各隊員の乗車状況（乗車が完了しているか等）を目視で確認してください。

39 共通 実施要領

ポンプ車及び小型ポンプの実施要領で表記統一がされているが、次の内容を確認したい。

・「合図→呼唱」、「復唱→合図」、「復唱→呼唱」にそれぞれ改める理由、各文言の意味（定義）をご教示いただきたい。

文言の整理を行ったもので、本人が発する場合は「呼唱」、他人が発する場合は「合図又は伝達」とします。

40 共通 放水

「停止線等の足の例示図」では、基準線の直踏みはダメだが、停止線の標示幅の端から離れた位置をよしとしているが、次の懸念があり、基準線からどの程度離れていたら減点対象になるか、別途基準はあるのか（1メートル以上離れている場合は減点とするなど）。

また、大幅に足が離れていたため、これを減点とする場合、具体的に審査表の減点項目にどこに該当するのかご教示いただきたい。（放水停止線の手前に止まる（標示幅から離れている）と放水距離が遠くなるので不利となり、また、伝令停止線から遠ざかると「伝達終わり」の呼唱も遅くなり、結果、タイムにも影響するので、標示幅から離れていても減点とはしないのか。）。

実施要領では、ポンプ車1・2番員、小型ポンプ指揮者は、第3結合部（放口から38m）の位置でホースを展張したのち、「おおむね15メートル前進し、・・・」となっています。（放口～放水停止線間は53メートル）

よって、停止線付近まで行かなければ、総合審査の「操法要領遵守度」及び行動審査の「ホース延長要領不適」による減点対象に該当します。

41 共通 待機位置

今回、操法の見直しに伴い、指揮者の待機位置も見直されているが、待機指揮位置や操作指揮位置は大会運営側でマーキングする予定かご教示いただきたい。

マーキングはしません。

第29回全国消防操法大会の質疑について

42 小型ポンプ 待機位置 3番員
審査員研修会では、小型ポンプの両取っ手の最外部を結んだ線から10cmとの説明がありましたが、回答はポンプ本体の側面頂点部となっておりますが、どちらで判断を行えばよろしいでしょうか。取っ手を本体に含める考えでよろしいでしょうか。
出っ張りが大きい方（側板頂点部の場合が多い）としてください。

43 ポンプ車 4番員
3.5トン未満のポンプ車の場合、乗車後にどこまでの操作を行えるのか手順を教えてください。
サイドブレーキを下ろすまでです。 【参考：(株)モリタ製消防自動車】 1 シフトレバーをPに入れる。 2 サイドブレーキを引く。 3 ブレーキペダルを踏みながらパーキングブレーキスイッチを押す。 4 シフトレバーをNに入れる。 5 サイドブレーキを下ろす。 <u>（乗車後に行える操作はここまで）</u> 6 <u>（操作はじめの号令後）</u> ブレーキペダルを踏みながらPTOを入れる 7 シフトレバーをDに入れる

44 共通 機関運用（大分県）
審査員研修会で、規定外圧力送水の0.4MPaを越えた場合の審査範囲は、吐水口を開いた時点から放水を停止するまでの間で、揚水を行った場合に0.4MPaを越えるものもあるが、吐水口を開放した時に圧力が下がるので、ゲージとして越えたままでも減点の対象ではないとの説明がありました。（聞き間違いでしたらすみません） この場合、『統一事項（1）⑩の一時的にゲージ圧が0.4MPaを越えてもよい。』の取扱いはどのようになりますか。
要領に記載のとおりです。

45 ポンプ車 下車
今回の改訂で、『窓から目視で後方確認後、』とされましたが、後方を確認するためには、顔を窓から出さなければなりません。どこまでの範囲を後方として考え、確認を必要としますか。 二段操作（後方を確認する。）の後方の範囲が窓からとドアを開けた場合とは異なる範囲となるため、ご質問させて頂きました。
後方から来る車両、通行者を確認するように後方確認してください。

第29回全国消防操法大会の質疑について

46 共通 吸管

ポンプ車(7)に輪ゴムを使用せず、控綱を束ねて結着のみで籐かごに取り付けてもよい。とありますが、小型ポンプにはありません、小型ポンプでは、輪ゴムでは無く、控綱の取り付け方法は問わないということでしょうか。

ポンプ車と同様です。

47 ポンプ車 収納 4番員

『下車し延長ホースの内側で第1放口のホースを離脱し、』と実施要領中にありますが、この部分は、明記がないので節度(第1放口にいたる、手を下ろす、ホースの離脱)を問わないということでしょうか。第2放口側はいたりとなっているため。

お見込みのとおり。

48 共通 審査

実施要領(3)指揮者および隊員についてウ送水に著しい障害を及ぼすようなよじれ(例図参照)は分かりましたが、審査細目③の『第1ホースのよじれ等を修正してもよい。』と同⑤『火点側余裕ホースに半回転等のねじれが多少あっても減点しない。』についてのおよじれとねじれの違いが分かりません、ご教示願います。

統一事項2審査細目(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項⑤の「ねじれ」を「よじれ等」に修正します。

なお、「よじれ」は実施要領の例図のとおり、とぐろ状やの字状のことです。「ねじれ」とはスクリュウ状になっている状態をいいます。

49 ポンプ 審査 注水補助

注水補助に伴う筒先からの放水方向について「注水姿勢不安定」の減点細目が追加されましたが、②の「注水補助不適」ではなく①の減点でよろしいのでしょうか。①は②に後方ホースを持ち上げられてしまうため、ホースを腰の位置から離されると放水がぶれる可能性が大きくなります。

消防操法の基準第15条(注水補助)第二号には、両手でホースを持ち、腰をやや落とした姿勢で注水補助を行う。となっています。

今までの注水補助での、ホースに手を添えているだけの姿勢はいかなものかと考えますので、注水補助がはっきりと明記されたことには賛成ですが、その姿勢に若干の疑問を感じております。

お見込みのとおり。そのため、左右のぶれに限定しています。

第29回全国消防操法大会の質疑について

50 ポンプ車 ホース積載
(1) 写真に示すホース積載状況で、全国消防操法大会統一事項 ポンプ車に関する事項 4のとおりホースを引き出した場合、隣接するホースが干渉し、落下したケースがありました。この場合、ポンプ車操法実施要領 2 機材のセッティング (ポンプ車) (3)の「ホースが一行に並べられない場合」と認められるか。
(2) また、「ホースが一行に並べられない」とする判断は、操法実施者の自己申告によるものでも認められるか。
(1) 事務局としては、「ホースが一行に並べられない」理由は確認しません。ホースが取り出しやすいように、並べてください。
(2) 自己申告は不要です。(出場隊が「ホースが一行に並べられないと判断した」ならば、ホースが取り出しやすいように並べてください。)

51 ポンプ車 ホース積載
「ホースが一行に並べられない場合」と認められる場合について質問します。
ポンプ車操法実施要領 2 機材のセッティング (ポンプ車) (3)では、「椅子等を取り外すか、その上に板を設けてホースを並べる。ただし、椅子等を取り外すことができない構造等やむを得ない場合、6本のうち2本を椅子等の上に置くことができる。」と記載されていますが、次の対応のいずれが認められるか。また、その優先順位はあるか。
(1) 左側の折り畳み椅子のみ取り外す。
(2) 右側のボックス型椅子 (手摺含む。) のみ取り外す。
(3) 左側の折り畳み椅子及び右側のボックス型椅子 (手摺含む。) の両方を取り外す。
(4) 右側ボックス型椅子の手摺を取り外し、ボックス型椅子の上に6本のうち1本を乗せる。
(5) 右側ボックス型椅子の手摺を取り外し、ボックス型椅子の上に6本のうち2本を乗せる。
(6) 左側の折り畳み椅子及び右側ボックス型椅子の手摺を取り外し、ボックス型椅子上に板を設ける。
優先順位はありません。

第29回全国消防操法大会の質疑について

52 ポンプ車 ホース積載

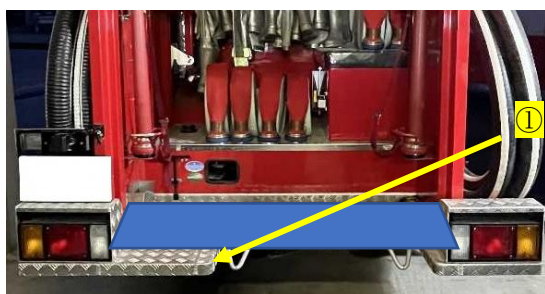
- (1) 写真1及び写真2のような場合、ポンプ車操法実施要領2機材のセッティング（ポンプ車）(2)ステップ後端は、①及び②のいずれか。
- (2) 写真1及び写真2において、切り欠き部分やホースカー金具が操法実施時の受傷危険になると考えられるが、写真3及び写真4のとおり板の設置が認められるか。また、認められた場合、ステップ後端（①部分）から30センチメートルが確保できれば板の上にホースを積載してもよいか。



(写真1)



(写真2)



(写真3)



(写真4)

- (1) ②をステップ後端とします。（現状のままであれば②となりますが、板等でホースカー積載部を塞ぐ工作を行えば①となります。）
- (2) 板の設置及びステップ後端から30センチメートルが確保できていれば、板の上にホースを積載しても問題ありません。

53 ポンプ車 ホース積載

ホースカーが積載されているため、他都市のポンプ車よりも奥まった位置にホースが積載されているため、とび口同様にステップに乗りホースを取り出してもよいか。

お見込みのとおり。

第29回全国消防操法大会の質疑について

54 ポンプ車 ホース積載

写真1に示すホース積載部の状況で、次の工作が認められるか伺います。

- (1) 工作前のステップ後端は②と考えられることから、ホースカー金具をはずし、ステップ後端を①に合わせるため、写真2のように板を切り欠き部分を覆うように設置する。
- (2) 既存のホース積載部の高さに合せ、写真3のようにステップ後端までの箱を取付ける。
- (3) 既存ホース積載部と(2)で取り付けた箱の継ぎ目をなくすため、写真4のように板を設ける。



(写真1)



(写真2)



(写真3)



(写真4)

- (1) 認めます。
- (2) (1)の措置を施した場合、①(最後端)から30cmの距離が確保でき、かつホースが積載できるのであれば認めません。(写真では積載可能と推察します。)
- (3) (2)に同じ。

第29回全国消防操法大会の質疑について

55 ポンプ車 3番員

第2線ホースの「第2線延長始め」の復唱に「よし」と呼唱して、とび口をその場に置き、身体を起こして後方に向きを変えて発進しホースに沿って最短距離を通過して」とあるが、このとき2番員と3番員が共に後方へ発進するが、3番員が先行してよいのか、また並走したり走行中に順序が入れ替わることはあってよいのか。(両者の体がホースより1m以内にあるものとして)

走る順番は問いません。なお、2番員、3番員が並走、またはいずれかが追い抜こうとすると、ホースラインから1m離れば減点となります。

56 ポンプ車 4番員

本県のポンプ車操法に使用するポンプ車両で、4番員が揚水操作時吸口に面して停止した場合、操作完了後にその場で余裕ホースの配意ができない状況となる車両があります。

実施要領では、吸口コックを操作する際「吸口に面し左向け止まれの要領(開脚)で止まり」となっていますが、ポンプ車両の形状により吸口に面することが困難な場合に限り「吸口付近に面する」こととしてよいでしょうか。



お見込みのとおり。

57 共通 計時

計時審査については、計測は、1/100秒までとし、計時計測員3人のうち中間値のものを決定タイムとする。とありますが、3人中、2人が同タイムだった場合どうなるのか。

3人中、2人が同じだったタイムを採用する。

第29回全国消防操法大会の質疑について

58 ポンプ車 ホース延長

実施要領中、ホース延長「下車後、ポンプ車後方に向きを変えて発進しポンプ車の後部にいたり第2ホースを搬送に便利な位置に置き、・・・。」とありますが、第2ホースを地面に置く際について、ホースを「の」の字に置く必要はあるのか。おかないと減点か。

ホースを置いたときの巻の向きは問いません。(時計回り、または反時計回りのいずれでもよい。)

59 共通 審査

総合審査の審査範囲は「待機から解散」までか。検尺や閉会式開催前も審査範囲に含まれるなら具体的な範囲を示していただきたい。

総合審査の審査範囲は、「操法はじめ」から「解散」までです。

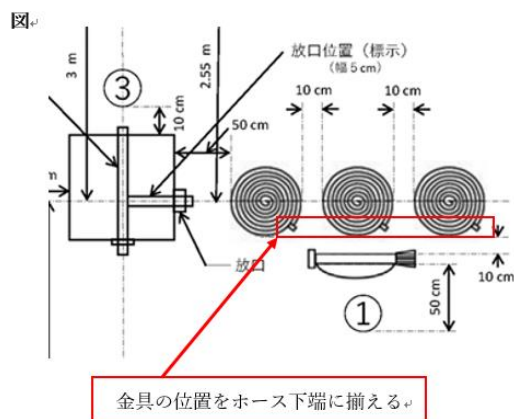
60 共通 ホース延長

ホース展張要領では「右足先でメス金具近くを押さえ、右手でオス金具を確実に保持し、左手はホースに添えて展張方向を定め、前方へ転がして展張する。」と記載されているが、展張時における体の向きや足のつま先の角度等に決まりはあるのかご教授いただきたい。

身体及び左足先を火点側に向ける。(統一事項2 審査細目⑱)

61 小型ポンプ 資機材設定

ホースの設定位置について、吐水口を中心線上にホースの中心を置くと思われるが、その他に決まりがあるかご教授いただきたい。なお、三重県大会では、図のように、金具の位置をホース下端に揃えるよう指示を受けた。

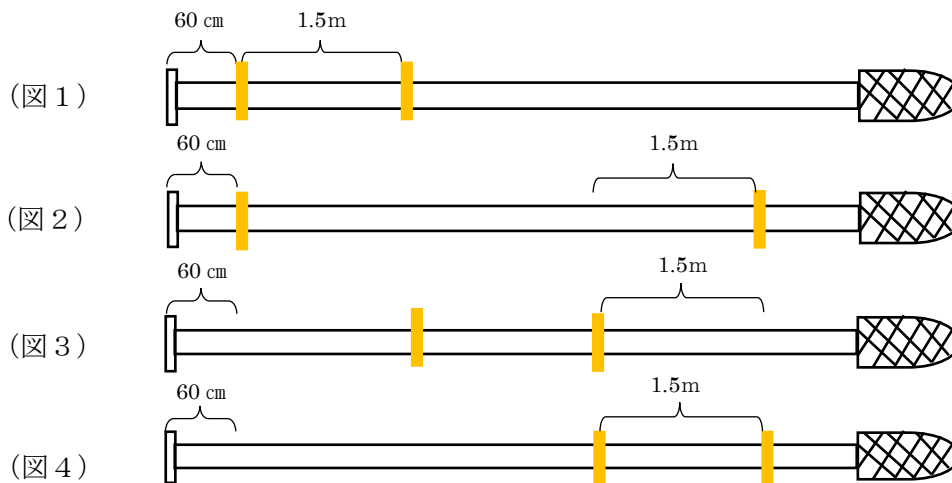


おおむね図のとおりとし、金具の向きについては一直線上にあればよい。

第29回全国消防操法大会の質疑について

62 小型ポンプ 資機材 吸管

小型ポンプ操法要領 3 小型ポンプ操法の待機位置等には、吸管が巻かれた状態での吸管バンドの位置が示されていますが、吸管を伸ばした状態での固定された吸管バンドの位置は図1～4のいずれが認められるか。



例示では図1となります。

63 共通 伝令

放水開始、放水中止及び第2線延長の際には、伝令停止線内の位置で当該番員が機関操作員（ポンプ車④、小型③）と相対し伝達する動きがあります。その際、何らかの理由で、ホースが極端に水利側に膨らんでいたり、ポンプ側に寄っていたりする場合がありますが、伝令停止線内での立ち位置、身体の向き及び頭の向き等についてご教授願います。

- (1) 身体の向き（足を含む）は、機関操作員に向けて停止する必要があるか。それとも機関操作員に向かず、水利側を向いて停止すれば足りるか。
- (2) (1)で機関操作員に向かず、水利側を向いて停止する場合、「放水始め」「放水止め」の腕の動きは、機関操作員に対して上体を捻り、頭を向ける必要があるか。
- (3) 番員の伝達を受けた機関操作員の身体の向き（足を含む）は、番員に向ける必要があるか。それとも番員に向かず火点側を向いていれば足りるか。
- (4) (3)で番員に向かず、火点側を向いていれば足りる場合、「放水始め」「放水止め」の腕の動きは、番員に対して上体を捻り、頭を向ける必要があるか。

機関操作員と伝令員の間には車両等の障害があり、相互に見えない状況は認められないが、見える状態であれば相対していればよい。

第29回全国消防操法大会の質疑について

64 共通 審査

操法実施中、各隊員に不測の事故（負傷者の発生、揚水不能、ホースの離脱等）が発生し、操法の続行が不可能と認められる場合は、90秒を経過した時点（急を要する場合はこの限りではない。）で審査長の判断により、操法の中止を命令し待機位置に集める。となっております。

この90秒の起点はどこからですか。

「操作始め」のポンプ車4番員または小型ポンプ3番員の「よし」及び「第2線延長始め」のポンプ車1番員の「第2線放水始め」から90秒とする。